

# 令和7年度集團指導

～共通事項（富山市）～

令和8年3月  
富山市福祉保健部介護保険課

# 介護施設等での食中毒及び感染症への対応について

令和7年度においては、富山市内の介護施設で食中毒が発生しました。

事業所の皆様方におかれましては、必要な衛生管理に努めていただいているところですが、高齢者は感染症に対する抵抗力が弱く、また、介護施設や事業所内で集団生活を行っていることなどから、感染が広がりやすくなります。

また、訪問サービスにおいても、利用者の自宅を訪問した際など、知らないうちに感染を広めてしまう可能性もあることから、食中毒及び感染症の発生を予防する体制や発生時の対応について、ご確認いただきますようお願いいたします。

## 感染症が発生又はまん延しないように講ずるべき措置

- ①感染症対策委員会の開催
- ②「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施



厚生労働省ホームページに掲載の「介護現場における感染対策の手引き 第3版」も参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

## ①感染症対策委員会の開催

### 【メンバー】

- 幅広い職種で構成（感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種による構成が望ましい）
- 構成メンバーの責務と役割分担を明確化
- 感染対策を担当する者を決めておく

### 【開催頻度】

通常：6月に1回以上開催（施設系は3月に1回以上） ※感染流行時は随時

## ②「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備

- 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- 感染症発生時の状況把握
- ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）
- 感染症拡大の防止策
- 医療機関や保健所、市等の関係機関との連携
- 事業所内の連絡体制

## ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

### (1) 定期的な研修の実施

#### 【方法】

事業所内で行うもので差し支えない

#### 【内容】

感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの

#### 【実施回数】

年1回以上（居住系、施設系は年2回以上）

※新規採用時にも新規採用職員向けに感染対策研修を別途実施することが望ましい。（居住系・施設系は必ず）

### (2) 定期的な訓練の実施

#### 【方法】

実施手法は問わないもの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが望ましい

#### 【内容】

事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

#### 【実施回数】

年1回以上（居住系、施設系は年2回以上）

## 食事を提供する場合

食品衛生法では、学校、病院その他施設において、継続的に不特定または多数の者に食品を提供する施設（集団給食施設）の場合、保健所での手続きが必要な場合があります。介護事業所等で食事を提供する場合は、下記の流れを参考に必要に応じて、保健所へ手続きを行ってください。不明な点は富山市保健所生活衛生課へお問い合わせください。

調理業務を全て調理業者に委託している

YES

飲食店営業の許可が必要です。

- ①受託業者は飲食店営業の許可が必要です。
- ②施設基準があるため、図面段階で保健所にご相談ください。
- ③食品衛生責任者を設置してください。
- ④HACCPに沿った衛生管理を行ってください。

NO

定員または1回の食事の提供が20食以上である。

例えば・・・

調理済みのものを仕入れて盛り付けしている場合や炊飯、味噌汁のみ手作りで提供している場合も含まれます。

YES

営業の届出が必要です。

- ①施設の設置者又は管理者は営業届を提出してください。
  - ②食品衛生責任者を設置してください。
  - ③HACCPに沿った衛生管理を行ってください。
- 【届出方法】オンラインで提出してください。

厚生労働省 食品衛生申請等システム

<http://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

NO

保健所での手続きは不要です。

HACCPに沿った衛生管理は義務付けられていませんが、関係通知等を参考に、自主的な衛生管理に努めてください。

・大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）

## 協力医療機関との連携

(対象施設等)

- ①介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム
- ②軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護

令和6年度介護報酬改定により規定された内容です。令和9年度からは、①の施設は協力医療機関との連携が義務化されます。感染症等については、協力医療機関とも連携し、対応を強化ください。

### ア 協力医療機関との連携

入所者の急変した場合等において

- ・ 医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。
- ・ 診療体制を行う体制を常時確保する。
- ・ 入院を要すると認められた際に原則として受け入れる体制を確保する。(※①のみ)

### イ 協力医療機関との連携に係る届出

- ・ 1年に1回以上、協力医療機関の名称等を富山市に届け出る。

### ウ 入院調整

- ・ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努める。

## 感染症等が発生した場合の行政への報告

食中毒や感染症が発生した場合は、速やかに遅くとも5日以内に報告してください。報告書の様式やフローチャートは富山市ホームページの「さがす」のページ番号検索に「1003742」を入力し、確認してください。

### 【報告が必要な場合】

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

### 【報告する内容】

- ア 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- イ 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ウ 上記の利用者への対応や施設における対応状況 等

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（抜粋）

（平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）